

令和7年度版

現任研修受講要件
と
実務経験の例（三重県）

受講要件の概要・現任研修初回受講

※初任者研修を令和2年度・3年度に受講した方

【受講要件】

初任者研修を受講後、5年間のうち通算2年以上相談支援業務に従事した

【注意】

受講者は「2年以上の実務経験があることについて市町の証明書」が必要

受講対象となる事例

- 令和3年度:初任者研修受講済み
- 令和4年2月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に3年6か月17日従事
⇒ 要件の2年以上を満たす →  受講対象

- 令和2年度:初任者研修受講済み
- 令和3年4月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に4年4か月17日従事
⇒ 要件の2年以上を満たす →  受講対象

- 令和2年度:初回の初任者研修受講済み
- 令和3年4月1日～令和4年11月30日:相談支援専門員に1年8か月30日従事
- 令和5年11月～令和6年9月:別業務(非従事)
- 令和6年9月～令和7年8月18日:再び従事(11か月18日)
⇒ 合計2年8か月18日 → 要件の2年以上を満たす →  受講対象

受講対象外となる事例

- 平成18年度:初任者研修受講済み
- 平成20年2月1日～平成21年8月18日→相談支援専門員に1年6か月17日従事
⇒ 要件の2年以上を満たさない→  受講対象外

- 令和2年度:初任者研修受講済み
- 令和6年4月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に1年4か月18日従事
⇒ 現任の相談支援専門員だが、要件の2年以上を満たさない→  受講対象外

- 令和3年度:初任者研修受講済み
- 令和6年2月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に1年6か月18日従事
⇒ 現任の相談支援専門員だが、要件の2年以上を満たさない→  受講対象外

受講対象外となる事例

- 令和2年度:初回の初任研修受講済み
 - 令和3年1月1日～令和3年12月31日:相談支援専門員に1年0か月0日従事
 - 令和4年1月1日～令和6年9月31日:別業務(非従事)
 - 令和6年10月1日～令和7年8月18日:再び従事(0年10か月18日)
- 合計1年10か月18日
- ⇒現任の相談支援専門員だが、要件の2年に満たない →  受講対象外

- 平成26年度:初回の初任者研修受講済み
 - 平成26年12月1日～平成30年8月31日:相談支援専門員に3年9か月0日従事
 - 平成30年9月1日～令和2年12月31日:別業務(非従事)
 - 令和2年度:初任者研修(2回目)受講
 - 令和3年1月1日～令和6年3月31日:別業務(非従事)
 - 令和6年4月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に1年4か月18日従事
- ⇒現任の相談支援専門員だが、失効前の実務は合算できないため2年に満たない
→  受講対象外

受講要件の概要・現任研修2回目以上受講

※初任者研修を平成18年度・平成22年度・23年度
27年度・28年度 に受講した方

【受講要件】

- ①直近の現任研修を受講後、通算2年以上相談支援業務に従事した。
- ②現任研修受講時に、現に相談支援業務に従事している。

【注意】

- 受講要件の①②の何れかを充たすこと。
- 受講者は「現に従事していること もしくは 2年以上の実務経験があることについて市町の証明書」が必要。

受講対象となる事例

- 平成22年度：初回の初任者研修受講済み
- 平成27年度・令和2年度：現任研修（1回目）・（2回目）受講
- 平成22年4月1日～平成27年1月31日：別業務（非従事）
- 平成27年2月1日～令和5年7月30日→相談支援専門員に8年5か月29日従事
- 令和5年8月1日～令和7年8月18日：別業務（非従事）
⇒ 現任の相談支援専門員でないが、直近（令和3年度）の現任研修修了後に要件の2年以上相談支援専門員に従事したため要件を満たす →  受講対象

- 平成28年度：初回の初任者研修受講済み
- 令和3年度：初回の現任研修受講済み
- 平成22年4月1日～令和7年3月30日：別業務（非従事）
- 令和7年4月1日～令和7年8月18日：再び従事（4か月18日）
⇒ 合計4か月18日で要件の2年以上は満たさないが、現任の相談支援専門員
→  受講対象

受講対象外となる事例

- 平成22年度:初回の初任者研修受講済み
- 平成27年度・令和2年度:現任研修(1回目)・(2回目)受講
- 平成24年4月1日～平成31年1月31日:相談支援専門員に6年10か月0日従事
- 平成31年2月1日～令和7年8月18日:別業務(非従事)
⇒ 6年10か月の実務経験があるが、直近(令和2年度)の現任研修受講後、要件の2年以上相談支援専門員に従事しておらず、受講時点で現任の相談支援専門員でない →  受講対象外

- 平成28年度:初回の初任者研修受講済み
- 令和3年度:初回の現任研修受講済み
- 平成22年4月1日～令和7年8月18日:別業務(非従事)
- 令和8年9月1日～:相談支援専門員に従事する予定
⇒ 現に相談支援専門員に従事しておらず、2年以上の実務経験もない
→  受講対象外

【問い合わせ先】

miesoudan@gmail.com

【ご留意】

①メールの件名に

「現任研」についてとご記入ください。

②本文には必ず氏名をご記入ください。

※氏名の記入が無い場合は返信致し兼ねます。